

広島県告示第七百五十八号

広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）別表第三の規定により、広島県立障害者療育支援センターにおける手数料を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

健康診断料 又は予防接 種料		健康診 断料	区 分	単 位	金 額
		普通健康診断料		一回につき	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により厚生労働大臣が定めるところ（以下「療養費用算定方法」という。）により算定した額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額（十円未満切捨て）
		エックス線撮影料		一回につき	療養費用算定方法を準用して得た額の一〇〇分の八〇に相当する額に一〇〇分の一一〇を乗じて得た額（十円未満切捨て）
予防接 種料		おたふくかぜ		一回につき	六、二〇〇円
		破傷風トキソイド		一回につき	三、六〇〇円
		水痘		一回につき	八、二五〇円
		B型肝炎	一〇歳未満	一回につき	五、八四〇円
			一〇歳以上	一回につき	六、三二〇円
		四種混合		一回につき	一〇、三〇〇円
		三種混合		一回につき	四、八二〇円
		二種混合		一回につき	四、五四〇円
		麻しん		一回につき	六、三七〇円
		風しん		一回につき	六、二〇〇円
		日本脳炎		一回につき	六、八七〇円
		麻しん風しん混合		一回につき	一一、九三〇円
		インフルエンザ 菌b型	初回	一回につき	一〇、八三〇円
			二回目以降	一回につき	八、六三〇円
		小児用肺炎球菌 ワクチン	初回	一回につき	一〇、七八〇円
			二回目以降	一回につき	八、五八〇円

